

平成 25 年 4 月 19 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・アラブ株式ファンド」
投資信託約款の変更に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アムンディ・アラブ株式ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、このたびの投資信託約款の変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条およびその関係法令に規定する「その変更の内容が重大なもの」に該当するとの判断をいたしましたので、同法の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施することといたします。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、投資信託約款の変更の案に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 投資信託約款の変更に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 25 年 4 月 19 日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 25 年 4 月 19 日～平成 25 年 5 月 20 日 |
| ③ 書面による決議の日 | 平成 25 年 5 月 21 日 |
| ④ 投資信託約款の変更適用予定日 | 平成 25 年 6 月 14 日 |

本書面による議決権の行使については、平成 25 年 4 月 19 日時点の受益者（平成 25 年 4 月 17 日までに購入のお申込みをなされた方を含みます。）を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 25 年 6 月 14 日をもって本ファンドの投資信託約款の変更を適用いたします。

また、前記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本議案が否決された場合は、本ファンドの投資信託約款の変更の適用は行いません。この場合、投資信託約款の変更を適用しない旨を、本決議の日後速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの投資信託約款の変更について賛成または反対される旨等をご記入の上、下記宛にご送付ください。平成 25 年 5 月 20 日 17:00 までの弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。

〔送付先〕

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号 日比谷ダイビル
アムンディ・ジャパン株式会社 企画本部 商品業務部
投資信託約款の変更に関する議決権行使書面受付窓口

〔ご注意事項〕

同一の受益者の方が本議案である投資信託約款の変更につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本議案が可決された場合において、投資信託約款の変更に対抗された受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、投資信託財産による買取を請求することができます（投資信託約款の変更を適用することとなった場合の買取請求手続きについては、投資信託約款の変更の決議において反対された受益者の皆さまにあらためてご案内させていただきます。）。

また、投資信託約款の変更の決議において反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、議決権の行使期間中・買取期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

買取請求の手続き

- ① 買取請求受付期間 平成 25 年 5 月 22 日～平成 25 年 6 月 10 日
- ② 委託会社より投資信託約款の変更の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して受託銀行へ買取請求必要書類を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類の受理
- ⑦ 当該信託財産による買取の実行
- ⑧ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込み

前記の買取請求は、投資信託約款の変更の決議に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（前記⑥）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります。）。

買取代金につきましては、受益者にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお、振込手数料は受益者負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます（当該郵送費につきましても受益者負担となります。）。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

このお知らせに関するお問合せ先：

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900（フリーダイヤル）

（平成25年4月19日から平成25年5月20日までの各営業日の9:00～17:00）

以 上